

2022年12月23日

各 位

宮古信用金庫
理事長 齋藤 浩司

不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫におきまして、下記の不祥事件が発生しました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事態を招き、ご支援ご信頼を賜っております地域の皆様、お取引を頂いているお客様や会員の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	当金庫元職員（20代男性）
発生店舗	山田支店（岩手県下閉伊郡山田町中央町）
発生期間	① お客様名義のカードローンの不正利用：2022年1月26日～11月27日 ② お客様の借入返済金の立替え：2022年3月31日 ③ お客様のカードローンの入出金代行：2021年10月頃～2022年2月頃
事故金額	① お客様名義のカードローンの不正利用：3,137,954円 ② お客様の借入返済金の立替え：33,000円
事故の内容	① 事故者は、お客様（知人2名）のカードローンの一部不正に預かり、私的に利用しておりました。不正利用で得た資金は、遊興費やクレジットカードの返済等に充当しておりました。 ② 事故者は、お客様（知人1名）が当金庫から借り入れているマイカーローンの返済金を一部立て替えておりました。 ③ 事故者は、内規に定める事務を行わず、お客様（知人1名）から現金およびカードを預かり、カードローンの入出金を代行しておりました。
発覚日	①・③ 2022年11月29日 ② 2022年12月14日
発覚の経緯	①・③ 本部にて窓販保険料の口座振替不能先を確認する過程で事故者名の不審な振込を発見し、調査の結果、事故者によるお客様名義のカードローンの入出金が発覚し、11月29日、事故者が不正を認めたものです。 ② 上記①の余罪調査の中で発覚したものです。
実質被害金額	上記①について、事故発覚後、事故者及びその親族から全額弁済されたため、お客様に実質被害金額はございません。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様に対し、事実関係を説明のうえ、深くお詫びいたしました。

3. 関係機関への届出等

事故発覚後、法令に基づき監督官庁に届出を行いました。なお、被害が全額弁済されていることやお客様の意向を踏まえて警察への告訴状や被害届を提出することは見送りしました。

4. 関係者の処分

事故者である元職員を 2022 年 12 月 20 日付で懲戒解雇処分とし、関係職員につきましても厳正な処分をいたしました。

また、不祥事件の経営責任を明確にするため、理事長以下の常勤理事の報酬を減俸することといたしました。

5. 今後の対応

当金庫は、これまで不祥事件防止のため、法令等遵守態勢・内部管理態勢の強化に努めてまいりましたが、結果としてこれらの実効性が不十分であったと深く反省しております。

今後同様な事態を繰り返さないよう、このたびの問題点を検証のうえ、抜本的な再発防止策を講じるとともに、1 日も早く地域の皆様からの信頼を回復できるよう、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

宮古信用金庫 総務企画部

電話番号 0193-62-1027

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日は除きます。）

以 上